

# Cebu International Academy

## 規定書

### 第1条 (目的)

この規定は Cebu International Academy (以下"CIA") 校則として、本学 CIA で英語語学研修を行う学生 (以下"CIA 学生") が遵守すべき諸事項を規定することにより CIA 学生の安全と研修の成功を目的とする。

### 第2条 (遵守義務)

- CIA 学生は、CIA によって定められたすべての規律を遵守しなければならない。
- CIA 学生は、学内掲示板にて発表された内容と記事を各自必ず確認し、それに伴う事項を遵守しなければならない。
- CIA 学生は、CIA 職員の指示に従わなければならない。指示に反したり、学習の意志がないと判断された場合、CIA は警告措置又は無返金退学措置をとることがある。
- CIA 学生は、学校で行われる正規授業とアクティビティ (単語テスト、スピーチコンテスト、4 週間に一度行われるプログレステストを含む) には、必ず参加しなければならない。

### 第3条 (改正)

本校 CIA は各コースの開講日、カリキュラムは、必要に応じて予告なく改正することができる。

### 第4条 (門限)

CIA 学生は、本校 CIA によって定められた以下の門限時間を遵守しなければならない。

備考	区分	門限時間	
翌日授業がある場合	平日(日～木)	22:00	門限を破った場合は翌週末外出禁止
翌日授業がない場合	週末(金～土)	00:00	門限を破った場合は翌週末外出禁止
翌日授業がある場合	フィリピン祝日	22:00	門限を破った場合は翌週末外出禁止
翌日授業がない場合	フィリピン祝日	00:00	門限を破った場合は翌週末外出禁止

※翌週が退寮の週の場合、月曜日から金曜日外出禁止

### 第5条 (正門の出入り)

- CIA 学生は、門限以降は一切の外出ができない。
- CIA 学生は、平日 (月～金) の授業時間中の外出はできない。

### 第6条 (祝日と休日)

本校 CIA は、フィリピンの祝日や通常の休日、また天災地変などにより休校・休講となった場合、それによる補講や返金を一切行わない。

## 第7条 (外泊と外出)

本校 CIA は、CIA 学生の安全確保のために無断外泊、夜間の無断外出を禁止する。

- 性別に関わらず他の学生の部屋に宿泊した場合は、CIA 規則に従い、警告・退学の措置を取ることがある。
- 平日の旅行は不可とする。但し、下記の事項にのみ許可する。
  - 家族・知人が訪問する場合（フィリピン人の知人は不可。事前にオフィスに報告する必要あり。航空券のコピー要提出）
  - 航空券をあらかじめ予約してある場合（航空券を使っての旅行のみ許可。航空券のコピー要提出）

※但し、旅行による長期欠席は出席率に含まれるので注意すること。

## 第8条 (外泊届と旅行計画書)

CIA 学生は、以下の外泊届と旅行計画書の提出を遵守しなければならない。

- 特別な事情で外泊を必要とする場合は、事前にオフィスに外泊届を提出し、許可を得なくてはならない。  
外泊届は月1回、翌日授業がない場合（休日）のみ可能。
- 外泊届の作成なしに無断外泊した場合、罰点が付与され掲示板に写真と共に公示される。
- 旅行計画書は1泊2日以上を対象とし、事前にオフィスに旅行計画書を提出して許可を得なければならない。週末を利用した旅行を対象とするが、セブ市内とマクタン島内での滞在は旅行とみなされない。  
(家族・知人の訪問の場合は事前にマネージャーに相談をする)
- 外泊届、旅行計画書を提出せずに外泊、旅行をした場合、いかなる理由であっても無断外泊とみなし、それに伴う警告措置をとるものとする。

## 第9条 (保険)

CIA の学生は、日本で事前に保険（留学生保険、旅行保険）に加入するものとし、学生個人での外出や旅行時に発生する事故や怪我については、本校 CIA 側では一切責任を負わない。

従って、本校 CIA 側で責任を負う義務はなく、学生個人が直接加入する保険の補償限度内でのみ補償を受けるものとする。保険未加入の責任も学生本人にあるものとする。また、本校 CIA 主催の団体の活動の場合でも、指示に従わず CIA の学生個人の行動で発生した事故については責任を負わない。許可された夜間外出や外泊の場合と同様に、外部で起こった事故も同様に CIA 学生本人に責任があるものとする。

研修期間を延長した場合は、CIA 学生本人の責任で保険を必ず延長しなければならない。延長期間の事故等に対する責任は、上記の内容と同一とする。

## 第 10 条 (スケジュール)

CIA 学生は平日 (月～金) には、下記スケジュールに従って行動しなければならない。

<月～木曜日> 50 分授業		<金曜日> 45 分授業	
時間	日程	時間	日程
06:40 - 08:00	朝食	06:40 - 08:00	朝食
07:20 - 08:00	単語テスト	08:00 - 08:45	1 限目
08:00 - 08:50	1 限目	08:50 - 09:35	2 限目
08:55 - 09:45	2 限目	09:40 - 10:25	3 限目
09:50 - 10:40	3 限目	10:30 - 11:15	4 限目
10:45 - 11:35	4 限目	11:20 - 12:05	5 限目
11:40 - 12:30	5 限目	12:05 - 13:05	昼食
12:30 - 13:30	昼食	13:05 - 13:50	6 限目
13:30 - 14:20	6 限目	13:55 - 14:40	7 限目
14:25 - 15:15	7 限目	14:45 - 15:30	8 限目
15:20 - 16:10	8 限目	15:35 - 16:20	9 限目
16:15 - 17:05	9 限目	16:25 - 17:10	10 限目
17:10 - 18:00	10 限目	17:10 - 18:30	スピーチコンテスト
17:30 - 19:00	夕食	18:30 - 19:20	夕食
19:00 - 22:00	門限 / 消灯	19:20 - 24:00	門限 / 消灯

授業時間割は現地の事情により予告なく変更することがある。

### 【朝の単語テスト】

ESL コース：不参加または 0 点の場合、その当日の外出が不可となる。

月～木のテストスコアの合計が 40 点中 24 点未満の場合、その翌週末 (土、日) に外出が制限される。

TOEIC/IELTS コース：

不参加または 10 点中 7 点未満の場合、当日の外出が不可。

月～木のテストスコアの合計が 26 点未満の場合、その翌週末 (土、日) に外出が制限される。

\*外出制限の該当週に退寮予定の場合は、平日(月～金すべて)の外出が制限される。

## 第 11 条 (講師の欠席)

1 : 1 クラスの講師が欠席した場合、その授業について本学 CIA は CIA 学生に代替講師もしくは補習授業を割り当てることができる。グループ授業は自習への振り替えとなる。但し、CIA 学生本人の都合で欠席した場合には、CIA は補習授業を提供しない。

## 第 12 条 (出欠状況管理)

本校 CIA は、以下の事項により CIA 学生の出欠を管理する。

- 授業開始ベルが鳴った後、10 分以降は欠席とみなす。
- 病気による病院の外来診療と入院の場合、事前にマネージャーへ報告することで欠席扱いにはならない。
- 具合が悪く授業に出席できない場合、昼食を基準に午前全欠席、午後全欠席、全日全欠席の 3 つの中から選択できる。オフィス前に置く欠席届 (Absent Form) に記入した学生のみ無断欠席としてカウントしない。それ以外は、無断欠席とする。また、欠席届への申請は月曜日から金曜日は、午前は午前 7 時 20 分から午前 7 時 50 分。月曜日から木曜日は、午後は正午 12 時 30 分から午後 13 時 20 分までとする。金曜日は、午後は正午 12 時 05 分から午後 12 時 55 分までとする。それ以外の時間帯での申請は認めない。申請時は、担当者の承認のサインがないと認められないものとする。
- 欠席届の申請は、1 週間に 2 回まで申請可能。それ以降は、医師による診断書が必要。診断書を提出できない場合は、3 回目以降は無断欠席とする。
- 欠席届の提出なしに授業を欠席した場合は、無断欠席とみなされ、それに伴う措置がとられる。
- 無断欠席が週に 6 コマ以上の場合、翌週末 (土曜、日曜) 外出が制限される。  
\*外出制限の該当週に退寮予定の場合は、平日(月～金すべて)の外出が制限される。
- 欠席による出席率が 90%未満の場合は、本学 CIA の修了証を受け取ることができない。

## 第 13 条 (外出旅行制限)

平日や週末の外出や旅行は 1 週間 (毎週月～金曜日) の学生の授業出席率や罰点の現状に応じて以下のように制限される。

(週末の外出制限及び旅行制限)

- ★1 週間罰点 10 点以上付与された者
- ★1 週間の授業欠席 6 コマ以上の者
- ★デイリーテストのウィークリースコアが基準点に満たなかった者

(平日外出制限)

- ★デイリーテスト不参加もしくは 0 点の者。(TOEIC/IELTS コースの場合はデイリースコアに達しない場合、当日外出不可)
- ★退寮予定の前の週に罰点 10 点以上、もしくはウィークリースコアに達しなかった者。

上記の中で (★) が 1 つでも該当する学生は外出、外泊、旅行が制限される。平日外出が制限される学生のリストは毎日学校内の掲示板に公示され、週末外出/外泊や旅行が制限される学生は、毎週火曜日に公示される。これらの制限を破り、学校の外へ出た場合は更に罰点が付与される。(別途、個人カウンセリングも実施)

外泊申請、旅行申請は毎週月～金曜日のオフィス業務時間内午後 5 時まで申請可能です。旅行から戻った後は、オフィス業務時間内に旅行書類証明 (旅行写真や領収書など) を提出しなければならない。

## 第 14 条 (静粛時間)

11:00 PM から翌日 6:00 AM までは就寝時間とし、他の学生の就寝を妨げるような行為や CIA 内で騒いだり迷惑を与えた場合には警告を与えるものとする。

### 第 15 条 (寮内禁止事項)

CIA 学生は寮内禁止事項の違反、場合によっては警告の累積とは関係なく退学措置がとられる。

- 他の部屋への出入り
- アルコール類の持込みと飲酒、賭博をする行為
- 寮の部屋を無断で改造する行為
- 寮に危険物を持ち込んだ場合
- 寮の建物や施設、設備に損傷を与えた場合
- 他の学生に迷惑や被害を及ぼす行為
- 食堂と売店の食器・食べ物を寮内部へ持ち込む行為
- 寮で政治、集会、宗教活動をする行為
- 寮でペットを飼育する行為
- 寮で商取引をする行為
- 頻繁な欠席又は授業を妨げる行為

### 第 16 条 (警告と減点制度)

CIA は学業向上の雰囲気作りや学生の安全を確保し事故等を未然に防止するために、本学 CIA の規定に沿って違反による罰点を与える場合がある。定められた校則を破ったり、授業の無断欠席、無断外泊、門限違反、学生立ち入り禁止区域への立ち入り、不良態度などの理由により、本学 CIA は、当該学生に警告または退学措置をとることができる。罰点が規定を超えた場合は退学措置をとる。

また、場合によっては学生の警告内容等をエージェントや家族へ通知することができる。その際に、学生が集会を開いたり、客観的な事実に基づかない学校中傷、学生を扇動して学校側が被害を受けた場合、本校 CIA は当該学生を退学させることができ、一切の払い戻しも行わない。また場合によっては法的被害補償に関する訴訟をすることができる。

すべての事項は、本校 CIA の校則によるものとし、すべての法的問題との訴訟は、本校 CIA 側が指定権限を有する。

違反内容	罰点
暴力行為	10
飲酒行為/寮内での喫煙行為	10
異性同士の同宿	10
無断外泊	10
門限違反	10
塀を越える行為 / 無断外出	10
校内での迷惑行為 (不適切行為)	10

違反内容	罰点
器物損壊 (実費弁償)	5
禁止区域の立ち入り (カジノ、風俗店など)	5
アルコールの搬入を試みる行為	5
禁煙場所での喫煙	5
スタッフの指示不履行	5
ダイニング食器類の持ち出し	5
21時以降のプールの利用	5

罰点は本校 CIA の規定に違反した CIA 学生に対し付与され、内容に応じて 5~10 点の罰点に分けられる。罰点を受けられ限度は留学期間によって異なり、限度を超えた場合は退学となる。以下が留学期間に応じた罰点の限度である。

(4 週 15 点 例: 8 週登録学生 30 点 (2×15 点)、12 週研修学生 45 点 (3×15 点) となる)

退学基準罰点の 50%に達した場合、本校 CIA の修了証が発行されず、70%に達した場合は、当該学生に対して警告措置をとる。

その他の場合にも、本学 CIA は罰点を付与することができる。また、本校 CIA の規定に該当しない行為でも、フィリピン法律に違反したり、一般常識から外れた行為については、CIA ゼネラルマネージャーの判断の下、退学措置を下すことができる。

### 第 17 条 (部屋のチェック)

- 本学 CIA は、規定違反、並びに点検する必要があると判断した場合は、寮の部屋(ホテル寮も含む)の点検を行うことができる。
- 本学 CIA は、学生の生活状況などを把握するために寮の部屋のチェックを行うことができ、学生不在時であっても学生の許可なしに部屋に立ち入ることができる。

### 第 18 条 (寮の清掃)

寮の掃除は、各部屋ごとに週 1 回実施され、別途清掃が必要な場合はオフィスで追加申請をすることができる。またリネン交換は 2 週間に 1 回。リネン交換が必要な場合は内部寮 1 階の CRO デスクにて申請する必要がある。

学生不在時に清掃を行うため、個人の現金や貴重品等はクローゼット、または各個人のスーツケースに鍵をかけ保管し、自己管理するものとし、盗難・紛失については CIA は一切責任を負わない。また上記トラブルを防ぐため、CIA は学生の机やクローゼット内部等の清掃を行わないものとする。内部寮で使用するクローゼットの電池は学生負担とする。

### 第 19 条 (ランドリー)

洗濯は各フロアごとに定められたスケジュールに基づき、週 2 回洗濯物を出すことができる。洗濯を預ける際には、洗濯数量と状態をランドリースタッフと共に確認した後、専用の用紙に署名する。(例: タオル-5 枚/ズボン-2 着/T シャツ-4 着) 3 日後にランドリーからの受け取りが可能。受け取りも定められたスケジュールに従うものとする。洗濯を受け取る場合にも必ず数量および本人所有の洗濯であることを確認した後、再度同じ専用の用紙の受け取り欄に署名しなければならない。必ず本人が受け取り署名を行うものとする。

また本人の下着に関しては、学生各自で洗濯する。

フィリピンでの洗濯は手洗いであり、洗剤の質も良くないため、洗濯物の変色したり色落ちする可能性がある為、高価な服や傷みやすい服は各自手洗いすること。本学 CIA は変色、色落ちの場合は程度に応じて限度内で補償し、洗濯物を紛失した場合にも区分に応じて限度内で補償するものとする。

また学校外部の民間のランドリーショップ等を利用する場合は、CIA は一切責任を負わない。

### 第 20 条 (寮の保証金)

CIA 学生は入学時にデポジット 2,500 ペソを本校 CIA に納付しなければならないが、学生の研修期間が終わる際にはオフィスで学生本人に返金する。また研修期間中に学校の公共物や寮の備品等を破損した場合には保証金から該当金額が差し引かれ、研修期間終了時に、残りの金額の払い戻しを受けることができる。

毀損発見時に原因者がいない場合は部屋を使用している学生の共同責任となり、負担しなければならない。

### 第 21 条 (電気料金)

月 4 週単位で 1 人部屋 1,500 ペソ、2 人部屋 1,300 ペソ、3 人部屋 1,200 ペソを入学時に納付しなければならない。電気使用量は、毎日本校 CIA 側で確認し、支払った電気代分の電気使用料を超えた場合は、退室時に超過料金を追加納付しなければならない。

### 第 22 条 (部屋の割り当て)

本校 CIA は部屋の割り当てに関するすべての権限を持っており、学生は寮の部屋を任意に変更することはできない。(ホテル寮も含む)

### 第 23 条 (火災防止)

CIA 学生は、火災防止のために、学校や寮などすべての場所においてガスバーナー、ろうそく、マッチなどの火災の原因となるすべての物品の使用を禁止する。発見された場合、ただちに回収され、場合によっては警告措置をとる。

### 第 24 条 (奨学制度)

本校 CIA は学生の勉学意欲向上と積極的な英語学習促進を図るため、英語スピーチコンテストの参加者に奨学金制度を実施する。

- 隔週英語スピーチコンテスト 1 位、2 位、人気賞
- 注意事項：奨学金は重複賞与不可であり、警告、および罰点を付与された CIA の学生は、奨学金の対象者から除外される。

### 第 25 条 (修了証)

CIA 学生は最低出席日数（全留学期間の 90%以上）を満たし、尚且つ、ペナルティが規定範囲内で留学期間を終えた場合にオフィスにて修了証を受け取ることができる。しかし下記に該当する場合は修了証の発行は行わない。

- 出席日数が 90%未満の場合
- 退学基準罰点の 50%に達した場合
- プログレステスト、卒業試験、スピーチコンテストに参加しなかった場合
- CIA ゼネラルマネージャー判断の下、修了証の発行が不可能な場合

※留学期間 4 週未満の CIA 学生はスピーチコンテストの参加免除

### 第 26 条 (払い戻し)

留学開始後に留学期間を短縮する場合は、払い戻しを受けることが可能だが、本学 CIA のエージェントと相談し書面にて返金申請をしなければならない。CIA は払い戻し申請書の作成後に学生本人と面談を行い、担当エージェントに通知した後、エージェントから 20 日以内に返金が行われることとする。本校 CIA 側は、担当エージェントに学生の払い戻し相談や結果を通知し、その後はエージェントが払い戻しに関するすべての責任を負うものとする。授業料の返金に関する規定は下記の条件に従う。

残りの期間を算定し、4 週間単位での払い戻しが可能であり、それ以外の残期間分は、払い戻しの対象とはならない。また、CIA の規則に違反し退学となった場合には、払い戻しは一切行わない。出国 3 日前を過ぎてからキャンセルした場合は、出国後と全く同じ規定が適用となる。。

区分	要求時点	払戻金額
キャンセル (出国前)	4 週間前	入学金を除いた残余学費
	2 週間前	2 週間分の寮費を除いた残余学費
	1 週間前	4 週間分の寮費を除いた残余学費
	3 日前	4 週間分の学費と寮費を除いた残余学費
キャンセル (出国後) ※4週単位	総コース期間 25%以内	残りの授業料と寮費の 70%
	総コース期間 50%以内	残りの授業料と寮費の 50%
	総コース期間 75%以内	残りの授業料と寮費の 30%
延長	授業開始日の 4 週間前	4 週間分の授業料と寮費の 50%を除いた残りの金額
	授業開始日の 2 週間前	4 週間分の授業料と寮費を除いた残りの金額

## 第 27 条 (延長)

本校 CIA では、コース延長は 8 週間前に学校の担当スタッフに相談し、延長費用を納付すれば可能である。コースの延長は 4 週単位より可能で、延長分の費用は担当エージェントを通してコース開始日 8 週間前までに納付しなければならない。そうしない場合、既存の講師や授業が変わったり、部屋が確保できないなどの理由から延長ができないことがある。現地費用に関しては、別途現地で支払いが必要である。また、支払い前に航空券の日付変更と旅行保険の延長は CIA 学生本人が直接行い、それに伴って生じた問題に関しては、学生本人に責任があるものとする。

## 第 28 条 (退寮)

退寮する場合は、登録されている退寮日の正午 12:00 までにチェックアウトしなければならず、事前にオフィスへ相談していない場合は延泊することはできません。延泊される場合は、1 日あたり定められた延泊費用がかかる。(プレミアム 1 人部屋 1,500 ペソ/プレミアム 2 人部屋 1,300 ペソ/内部 1 人部屋 1,300 ペソ/内部 2 人部屋 1,200 ペソ/内部 3 人部屋 1,000 ペソ) 指定された退寮時間までに部屋から全ての荷物を出し、それ以降は部屋は一切使うことができない。退寮日の前日(週末退寮の場合は金曜日)の午後 5 時までにルームチェックをスタッフと共に行なわなければならない。備品紛失や器物破損が発見された場合は、保証金から差し引かれる。個人の事情により、フィリピンにて追加滞在する場合には、学生本人の責任でパスポート管理やビザの延長を行うものとし、外部の滞在先で起こった事故や事件などは、本学 CIA 側には一切の責任はなく、学生本人に問題解決と出国の義務がある。

## 第 29 条 (空港への送迎)

航空機のセブ到着時刻を基準に、金曜日午後 9 時から月曜日午前 2 時の間であれば、空港へのピックアップは無料で提供し、それ以外の時間帯はピックアップ費用 1,000 ペソを現地到着後に納付しなければならない。退寮後の空港へ向かう場合のセンドイングは本学 CIA 側では行わず、学生個人の責任の下で行う。またそれに伴って発生した遅延や乗り遅れなどの問題発生時は本校 CIA は一切の責任を負わず学生本人にあるものとする。

## 第 30 条 (退学)

CIA の学生が以下に列挙した各項のいずれかに該当する場合には、本学 CIA は退学を指示することができる。

- 罰点(警告)処分を受け、院長が退室措置が必要であると認めた場合
- 本学 CIA のガードに金品を渡す行為: いかなる理由であっても、金品を提供した場合(または賄賂とみなされるもの)
- 本学 CIA の許可なしに部外者や卒業生を出入りさせた場合
- 泥酔状態で他の学生に迷惑行為を及ぼしたり、CIA スタッフや学生との争いや喧嘩、学校の器物を破損した場合
- 規定に違反し、本学 CIA 職員やガードの指示に従わずに反抗・妨害する行動をしたり、暴言や暴行などがあった場合
- 寮の部屋や教室を含む学校内で異性間の不謹慎な行動をした場合
- 寮で電熱器具、調理器具を利用して調理したり、火災が起こり得る行動をした場合